

GMAP Internship Report / GMAP インターンシップ報告書

No. 2016-01

I. Basic information / 基本情報

- 1) Name / 名前 : 吉田 久美子
- 2) Enrolled year / 入学年 : 2015 年 4 月
- 3) Period of internship / インターン期間 : 2016 年 2 月 18 日～3 月 28 日
- 4) Place of internship / インターン場所 : マレーシア JLPW Law Firm
- 5) Person who accepted your internship / インターン受入担当者 : 日本サービスデスク 7 名
- 6) Content of work in your internship / インターン中の作業内容
 - a. 書類リーディング
ジャパン・サービスデスク・メンバー(弁護士と事務員で構成された計 7 人、内日本人 1 人)との初回会議により、自分の専門分野や深めたい内容に関して、ヒアリングを受ける。自身の場合は、財務と法人取引関連であればよかったので、その旨伝え、担当者がある程度絞り込まれる。
 - (1) イスラミック・ファイナンス
特に違いはないが、全てにおいてシャリア法に則ったもので、銀行でのメールのやり取りや、インボイス(付加価値税を採用している国が税額控除の際に提出すべき書類)の書き方を通読。
 - (2) M&A 同意書
日本の大企業とマレーシア企業との吸収・新設合併の資料を読む。
 - b. 翻訳
マレーシア現地法人の日本人からの依頼メールを英語に訳す。
 - c. 日本人顧客来社時のミーティング同席
メールのあとで来社された際は、内容を把握しているため同席する。

II. Details and impressions / 詳細と感想

Including the following points: merits, demerits, lessons, contribution to your future career, personal experience etc.

A. インターン研修

法律よりもまずは会社での日常業務に触れることで、実際どういった働き方をする

のかが理解できる。

1. 作業 前述通り

2. 効果

a. 書類リーディング

イスラミック・ファイナンスと言えども、配当金の処理の違いくらいで特に違いはないことがわかる。また、M&Aの同意書については、法人税を勉強した際に内容は知っていたが、実際どのような項目が盛り込まれているのか見たことはなかったため、箇条書きの中身が興味深い。何れにしても、ビジネス法務中心の事務所であるため、自分の専門分野と重なるものが多い。

b. 翻訳

現地法人へ勤務に就いている日本人は、ほとんど英語ができず(あるいは日本人特有の英語に対する自尊心からか)、邦人企業からは必ず日本語で問い合わせが来る。急いで弁護士たちに英語で情報を知らせないといけないため、1人の日本人スタッフでは対処仕切れない場面もあり、急務時は一斉に手伝い、弁護士が状況を確認するため直接我々の元に質問しに来ることもしばしばある。

多様な業種かつ複数他社の人間が絡んでいるため、メール翻訳そのものよりも、どういう状況下にその企業が置かれているのかまずは把握し、また、不明な業界の専門用語を調べるなど、様々な能力が必要であるということがわかる。

c. 日本人顧客来社時のミーティング同席

前述と重なるが、まず状況把握に時間を要することがわかる。

B. 他の施設見学

1. 会社からのビジネス訪問

国内の政策などを現地で見ることにより意義があり、社内で選択され施設訪問を決定される。

a. Suruhanjaya Syariat Malaysia (写真①)

どういった施設か、講義を受ける。公証人役場のような所であるが、裁判も行われるため、日本の機関では存在しない。判例についても話を聞く。日本の司法システムに関心を持たれて、逆に色々質問を受ける。

b. 最高裁判所

研修生たちの卒業セレモニーを見学する。日本ではないことであり、感慨深い。

c. Bursa Malaysia (写真②)

講義を受ける。証券取引所であり、自分の専門である財政や経済にまつわる話

も聞くことができ興味深い。デリバティブ取引を以前学習した際は、小麦やトウモロコシといった穀物類を例に取ったが、こちらでは粗パームオイルといったご当地コモディティが登場する。

また、驚いたことに、財務省直下には、二つの部門があつて、一つは Securities Commission (SC)で、その下に Bursa Malaysia があるが、もう一つは、Labuan Financial Services Authority (LFSA)であり、いわゆるタックス・ヘイブンを管轄する部局である。日本で知られているのは、アジアではシンガポール、香港の二国で、これらが軽課税国として有名であるが、マレーシアにも存在するとは知らず、今後の研究テーマにも盛り込んでいきたいと思う。

d. Bank Negara Malaysia の博物館

日銀のような所であり、お札や財政にまつわる記念館である。イスラミック・ファイナンスとの融合に関する資料も読むことができる。

2. 自らの訪問

昨年度学んだ国際仲裁について理解を深めるため、アポを取り、会議や施設見学に伺う。

a. Brickfields Asia College

ICC Arbitrators' Conference に参加。ICC Arbitration rules 及び Mediation rules を配られ、国際私法での仲裁について学ぶ。多くの若手弁護士も参加しており、意見交換も行う。

b. Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration (写真③)

昨年アジア仲裁機関に関する講義のため来日された Dr. Ioannis Konstantinidis (Head of investment Treaty Arbitration and International Law) が招いてくださり、施設内を見学。裁判所を改築された施設は広くてホテルのようであり、来客をもてなすことのできるキッチンや食堂、会議室や図書館など、数多くの部屋がある。

投資法セミナーが開催された直後で、各国からは政府関係者を含めて約 200 人が来られ、盛大な催しであったことをうかがう。TPP などで、更に投資法への関心の強さが表れている。

C. その他

1. Claxton 教授による ICSID 講義

事務所で受ける。ほぼ全弁護士が出席するが、ビジネス法務専門の方々なので、Jeff をはじめ皆さん何のことか不明な様子。2 時間ほどの内容であり、前述の投資法セミナー出席後に日を改めて来られ、自身は復習になる。

2. エラスムス大学生による事務所訪問

オランダの大学から総勢 20 名ほど事務所に来られ、我々の自己紹介とともに、JLPW に来た理由などを彼らに伝える。彼らの関心は、イスラム法とはどのようなものか、マレーシア司法試験との違い、なぜ日本人インターンが多いにも関わらず、日本支社はないのかなどであり、絶え間なく積極的に質問をされる。

税法専攻の人と話す機会があり、オランダではタックス・ヘイブンを EU で合法的に行っているため、国民はどのような認識なのか関心あったが、先進国と同様の考え方を示される。

3. ファイナル・プレゼンテーション(PowerPoint)

自己紹介を行い、ビジネス訪問、及び、イスラム文化が初めてのため、ポトラジャ(ピンク)、シャーアラム(ブルー)モスクでの様子や、歴史的な街マラッカ見学について報告する。

また、皆さん日本への関心や憧れが非常に強いため、より深く知ってもらおうと、故郷の奈良や、紅葉、正月の説明など、日本の文化・慣習も説明する。

(Photos)

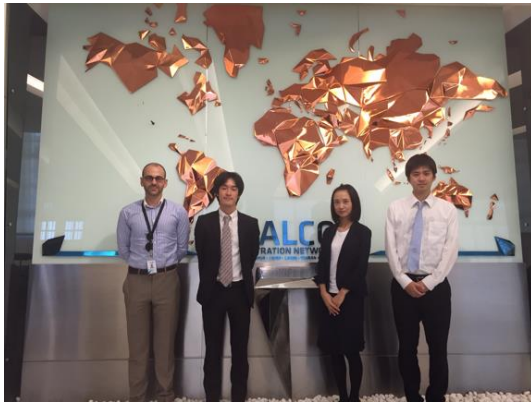
① SSM



② Bursa Malaysia



③ klrcA



(Date / 記載日) 2016年4月11日